

第 1 1 回香南市農業委員会議事録（令和元年 1 1 月）

1. 開催日時 令和元年 1 2 月 3 日（火） 午前 9 時 0 5 分から午後 2 時 5 7 分

2. 開催場所 香我美市民館 2 階 研修室

3. 出席委員（3 4 人）

農業委員（1 8 人）

1 番安岡洋光（会長職務代理）、2 番横田榮介、3 番野島利英、4 番井澤 傳、5 番門脇芳充、6 番百田順一、8 番近森一夫、9 番柳本 章、1 0 番三浦輝之、1 1 番西村政吉、1 2 番久武恵一、1 3 番藤村和明、1 4 番石丸典男、1 5 番松村一恵、1 6 番溝渕洋介、1 7 番加藤 明、1 8 番宮崎利博、1 9 番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（1 6 人）

1 番小松英介、2 番松山 好、3 番宮崎誠二、4 番小松達夫、5 番村上信一郎、6 番野嶋由慎、7 番黒岩健志、8 番岩川 覚、9 番山本 智、1 1 番末久直樹、1 2 番久武光顕、1 3 番河崎勝實、1 6 番恒石 謙、1 7 番谷山彰夫、1 8 番杉村敬介、1 9 番高倉 享

4. 欠席委員

7 番岡村 彰 1 0 番柳本佳洋（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 2 番横田 榮介 3 番野島 利英

（3）議 事

議案第 1 号	農業振興地域整備計画の変更（後期）について（現地確認・審議）
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	非農地証明について
議案第 5 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約について
議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 7 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
その他の件	

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長	中邑 彰彦
農業委員会事務局次長	立仙 泰章
農業委員会事務局主事	刈谷 弘法
農林課係長	松田 洋彰
農林課主事	篠田 圭佑

7. 会議の概要

議長 ただ今から第11回香南市農業委員会を開催致します。街の店頭にはクリスマスツリーが飾られ、ジングルベルの歌も流れています。冷気に菊の香りが漂い、施設ハウスのボイラーも暖房を備える季節になりました。師走の気配に何かと心がざわつきます。一年の締めくくり、お忙しいところ、ご出席ご苦労様でございます。

 本日は農振の除外案件で現地確認もございますが、その前に本日の出席委員の報告を願います。

（ 開会 9 時 0 5 分 ）

事務局 本日、現在の出席委員は17名で報告を受けておりますが、16番委員が少し遅れるとのことで、現在は16名になります。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

 なお、本日欠席の連絡がありましたのは7番農業委員で、10番農業委員が午前中は来れないということです。10番推進委員も欠席とのことです。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。2番横田委員、3番野島委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

 本日は現地案件がございますので、早速バスの方へ移動していただきたいと思っております。

 （現地 9 時 1 0 分～11 時 5 5 分）

 （休憩 11 時 5 5 分～13 時 3 1 分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
 現地お疲れさまでした。さっそく議事に入りたいと思います。
 議案第1号農業振興地域整備計画の変更（後期）についてを議題といたします。
 農林課より説明を願います。

 （再開 13 時 3 1 分）

農林課 それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

 整理番号1番について位置図、現況写真は資料2ページになります。除外後の用途は集合住宅地となっております。野市駅から850m以内となるため第2種農地に該当します。敷地の北側と南側に2階建てを2棟建築予定です。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書、排水同意についても提出されております。南の道路は香南市道になっておりまして、排水は南の水路に流す計画となっております。

 整理番号2番について資料3ページをご覧ください。除外後の用途は建売分譲住宅地です。野市駅から850m以内となるため第2種農地に該当します。土地利用面積が1,000㎡を超えるため香南市土地環境保全条例に該当し協議等が必要となっております。建設課とも現地確認を行っています。除外の5要件も満たしており、隣地の同意、排水同意は未提出ですが、転用時に提出すること確認し

ています。排水については敷地西側水路に流す計画となっています。

整理番号3番について資料4ページをご覧ください。除外後用途は建売分譲住宅地です。野市駅から850m以内となるため第2種農地に該当します。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書、排水同意についても提出されています。排水については敷地南側の水路に流す計画となっています。

整理番号4番について資料5ページをご覧ください。除外後用途は一般住宅地です。農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号に該当しております。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書、排水同意についても提出されています。排水については敷地東側の水路に流す計画となっています。

整理番号5番について資料6ページをご覧ください。除外後用途は建売分譲住宅地です。野市駅から850m以内となるため第2種農地に該当します。土地利用面積が1,000㎡を超えるため香南市土地環境保全条例に該当し協議等が必要となっています。建設課とも現地確認を行っています。除外の5要件も満たしており、隣接地の同意、排水同意も提出されています。東側の市道より進入する計画となっており、排水については敷地東側の水路に流す計画となっています。

整理番号6番について資料7ページをご覧ください。除外後用途は自己住宅地及び貸駐車場です。農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号に該当しております。貸駐車場につきましては、近隣住民の生活上必要なため除外を認めることにしております。近隣住民に貸す覚書も提出済みであります。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書は提出されています。排水同意については転用時に提出するとのことです。排水については敷地東側の水路に流す計画となっています。

整理番号7番について資料8ページをご覧ください。除外後用途は建売分譲住宅地です。野市駅から850m以内となるため第2種農地に該当します。土地利用面積が1,000㎡を超えるため香南市土地環境保全条例に該当し協議等が必要となっています。建設課とも現地確認を行っています。除外の要件も満たしており、隣接地の同意、排水同意も提出されています。排水は敷地東側と南側の水路に流す計画となっています。

整理番号8番について資料9ページをご覧ください。除外後用途は自己住宅地です。野市駅から850m以内となるため第2種農地に該当します。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書及び排水同意も提出されています。敷地北側が市道になっていまして、排水についても市道側溝に流す計画となっています。転用時に建設課への占用許可申請が必要となります。

整理番号9番について資料10、11ページをご覧ください。9-1、9-2で同じ計画となっております。除外後用途は建売分譲住宅地です。香南市役所本庁から800m以内となるため第2種農地に該当します。土地利用面積が1,000㎡を超えるため香南市土地環境保全条例に該当し協議等が必要となっていま

す。建設課とも現地確認を行っています。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意は提出されております。排水同意については転用時に提出するとのことです。敷地南側の水路に排水する計画となっています。

整理番号10番について資料12ページをご覧ください。よしかわ駅から500m以内となるため第2種農地に該当します。航空写真で確認しても明らかに山林であり、遠方よりの目視で確認しました。20年以上前から山林化しているため、現況に合わせて地目を山林に変更するための除外申請となっています。農地管理が厳しく放置してしまい、現在のような状態になったとのことです。

整理番号11番について資料13ページをご覧ください。除外後の用途は墓地・山林となっております。全体を非農地証明の申請であがってきていますが、墓地以外の部分を非農地が出せるかの判断ができなくて、現地も確認できなかったのですが、再度野市の農業委員さんで現地を確認してもらい非農地がだせるか判断したいと思っています。

整理番号12番について資料14ページをご覧ください。除外後用途は建売分譲住宅地です。香南市役所本庁から800m以内となるため第2種農地に該当します。土地利用面積が1,000㎡を超えるため香南市土地環境保全条例に該当し協議が必要となっています。建設課とも現地確認を行っています。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書、排水同意書も提出されております。敷地南側の水路に排水する計画となっています。

整理番号13番について資料15ページをご覧ください。除外後の用途は山林。農地区分は、その他の第2種農地に該当します。航空写真で確認し、明らかに山林化しているため遠方よりの目視で確認しました。50年以上前から山林化しているため、現況に合わせて地目を山林に変更するための除外申請となっています。管理が厳しく放置してしまい、現況のような状態になったとのことです。

整理番号14番について資料16ページをご覧ください。除外後用途は自己住宅地です。農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号に該当しております。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書、排水同意書も提出されております。敷地北側の水路に排水する計画になっています。

整理番号15番について資料17ページをご覧ください。除外後用途は農業倉庫と駐車場です。農地区分はその他の第2種農地に該当します。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意書、排水同意書も提出されております。敷地西側に排水する計画になっています。

整理番号16番について資料18ページをご覧ください。除外後用途は自己住宅です。農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号に該当しております。隣地については申請者所有の土地であるので提出はありません。排水同意については転用時に提出するとのことです。敷地東側水路に排水する計画になっています。

整理番号17番について資料19ページをご覧ください。除外後の用途は山林。30年以上前から山林化しているため、現況に合わせて地目を山林に変更するための除外申請となっています。農地区分は、その他の第2種農地です。管理ができず放置してしまい、現在のような状態になったとのことです。

整理番号18番について資料20ページをご覧ください。除外後の用途は山林。20年以上前から山林化しているため、現況に合わせて地目を山林に変更するための除外申請となっています。農地区分は、その他の第2種農地です。

整理番号19番について資料21ページをご覧ください。除外後の用途は山林。20年以上前から山林化しているため、現況に合わせて地目を山林に変更するための除外申請となっています。農地区分は、その他の第2種農地です。

整理番号20番について資料22から25ページをご覧ください。20-1から20-4まで一つの計画となっております。除外後用途は児童福祉施設用地です。坪井1446番は夜須インターから概ね300m以内にあるため第3種農地に該当します。他は、その他の第2種農地に該当します。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意は提出されております。排水同意については転用時に提出します。

整理番号21番について資料26ページをご覧ください。除外後用途は小規模多機能介護施設用地です。農地区分は、その他の第2種農地に該当します。除外の5要件も満たしており、隣接農地の同意は提出されております。排水同意については転用時に提出します。排水は西側市道側溝に計画しています。

整理番号22番について資料27ページをご覧ください。除外後の用途は墓地。農地区分は、その他の第2種農地に該当します。除外の5要件も満たしており、隣地の同意もいただいております。

整理番号23番について資料28ページをご覧ください。除外後用途は農家住宅です。農地区分は、その他の第2種農地に該当しております。除外の5要件も満たしており、隣地の同意もいただいております。排水については南側の夜須川に計画しております。県の許可をもらう予定であります。

説明は以上です。

議長 農林課の説明が終わりましたが、質問のある方は整理番号を言ってお願いします。何か質問はございませんか。

1番 確認ですが、一部除外の整理番号8番、14番、4番についての除外位置はどこですか。

農林課 図がわかりづらくて申し訳ありません。8番については北の道路沿いに計画、14番については北西側、4番については東側の既存住宅に沿っての計画です。

1番 分筆するという事ですか。

農林課 分筆するようになっていきます。

議長 他に質問はございませんか。

13番 整理番号11番は何人かで確認しますか。

農林課 3～4人で見てもらうほうが良いと思いますので、日程調整をして連絡させてもらいます。

13番 確認した委員で判断し決定するのですか。

農林課 県の担当課も農業委員さんに確認してもらっての判断になるとのことでした。

議長 県農業基盤課も一緒に確認はしているようです。

13番 何人かで確認した中で判断してよいかどうかを聞いています。委員会にかけなくてもよいのですかということです。

6番 非農地証明が出てくるのでしょうか。そこで判断をすればよいのでは。現地確認してよいでしょうということではない。

事務局 除外自体も非農地にならない部分があればできないことになるので、非農地が認められないものについては除外もできないという事です。

事務局 後日、数名で確認をされるので、再度次回の総会で報告をしてもらい採決をとるということでしょうか。

議長 よろしいですか。
他に質問はございませんか。

3番 整理番号20番の児童福祉施設の上から2番目の転用者が個人になっていますが、他は香南市になっていますが。

農林課 所有者は変わっていませんが、差し押さえ農地であるようで、記載がわかりづらくなっていますが、転用するのは香南市ですが。

4番 わかりづらいですが。

農林課 転用予定者に個人の記載がありますが、訂正をお願いします。転用者は香南市です。

(休憩 14時8分～14時14分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
(再開 14時14分)

- 4 番 こういう案件がでないように、整理してやってください。
- 議長 今後も整理をしたうえで説明できるようにしてください。
- 議長 他にございませんか。
- 議長 ないようでしたら、採決に入ります。1 件保留で除外案件 2 2 件、承認される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、承認ということに決定いたします。
- 議長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第 3 1 条（議事参与の制限）により 4 9 番の案件を先に審議をします。1 6 番委員は退席をしてください。
それでは事務局より説明を願います。
- 事務局 受付番号 4 9 番の説明を致します。
申請地は野市町父養寺字上本田 7 4 2 番。地目は田で面積は 4, 0 0 8 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買となっています。受付番号 4 9 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 5 番農業委員さんお願いします。
- 1 5 番 説明どおりで問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
（なしの声あり）
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
3 条受付番号 4 9 番、1 件、許可に賛成の方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
1 6 番委員に入室するよう言ってください。
- 議長 引き続き、残りの案件について事務局より説明願います。
- 事務局 受付番号 4 5 番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ウノ丸 1 3 0 6 番外 3 筆、地目は田、面積は 3, 7 8 3 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 4 5 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 4 番農業委員さんお願いします。
- 1 4 番 事務局の報告どおり問題ないと思います。

- 事務局 続きまして、受付番号４６番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字末通１００３番。地目は畑で面積は１９１㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号４６番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば３番農業委員さんお願いします。
- ３番 問題はないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号４７番の説明を致します。
申請地は吉川町吉原字堀ノ内１４６０番。地目は田で面積は１，１５７㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買となっています。受付番号４７番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば１３番推進委員さんお願いします。
- １３番
推進委員 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号４８番の説明を致します。
申請地は野市町西野字カノ丸２２２２番外１０筆。地目は田で面積は７，５４２㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与（親子間）となっています。受付番号４８番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば１８番推進委員さんお願いします。
- １８番
推進委員 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
- ９番 ４６番で譲受人が９１才と高齢ですが農業はしているのですか。
- ３番 子供さんが農業をしております。取得の関係で名義はこうなっている。
- 議長 他に質問はございませんか。
- ８番 ４５番の法人は住所が山北になっているが。
- 事務局 この法人につきましては、以前にも取得の申請が出ていました。代表者は別の法人にいた方が、わかれて会社を作っています。
- ８番 事務所の所在ということですか。

事務局 そうです。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条4件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号24番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字ルノ丸1756番2外4筆、地目は田、面積は3,736.97㎡です。
位置図及び配置図は1ページから5ページ、現況写真は1ページから3ページをご覧ください。
申請地は、ポリテクカレッジ高知から南東へ約50mに位置し、建売分譲住宅を15棟建築するものです。
現況写真1ページの航空写真に破線で示したとおり、開発地内には一部現況の無い青線・赤線がありますが、これは開発後、宅地として廃止、もしくは新設道路・公園の一部となる計画であり、本年11月28日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。
周囲の状況は、北は香南市認定農道を挟んで譲渡人名義の田、西は青線・赤線を挟んで宅地、東は香南市道を挟んで宅地、南は宅地および同意のある田、南西の農地も同意を得ております。なお、位置図および配置図1ページの地図では、申請地の南面は全て農地の表示となっていますが、実際には南面のうち概ね東半分は昨年11月の農業委員会でも諮った有限会社みさとハウジングの建売分譲住宅用地として造成が完了しており、現在は宅地となっております。
農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、現況より約80cm嵩上げし、周辺は擁壁工事を行います。敷地内に新設する開発道路はアスファルト舗装し、住宅部分は舗装せずに利用する計画です。
排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、位置図および配置図5ページのように排水し、雨水については区画毎に雨水浸透枳を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。位置図および配置図5ページの排水計画図のうち、申請地内東側の黄色エリアは敷地内東に新設する水路へ排水し、市道沿いを南へ流れ、その他の色のエリアは最終的に申請地西側の水路に流れる計画です。
排水に関しては地元の同意を得ており、「東側水路の新設」に伴う香南市道の工事、開発に伴う周辺の青線・赤線の工事および使用についても香南市建設課よ

り許可済みです。また、開発に関しても、先にご説明したとおり、本年11月28日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。

補足説明があれば18番推進委員さんお願いします。

18番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号25番の説明を致します。

申請地は、野市町母代寺字カガク194番5、地目は田、面積は261㎡です。位置図及び配置図は6ページから8ページ、現況写真は4ページから5ページをご覧ください。

申請地は佐古保育所の北西約12mに位置し、南側前面道路は香南市認定農道であり、譲受人の娘夫婦の住宅1棟の建築と駐車場2台分を設置するものです。

周囲の状況は、北と東は譲渡人名義の田、西は赤線を挟んで同意のある田、南は道路を挟んで宅地です。また、道路を隔てた南東の保育所駐車場の一部に地目上田の筆がありますが、現況は舗装された駐車場となっており本申請による営農への影響はないと判断します。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、盛り土を20cmして嵩上げし、植栽以外の箇所はコンクリート敷きに整地する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図8ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の農道沿いの水路へ排水し、雨水も生活雑排水と同様に南側水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、計画に伴う農道側溝への排水管の接続についても香南市農林課より許可済みです。

また申請地南側の農道は建築基準法上の道路ではありませんので、建築にあたっては建築基準法第43条第2項第1号の認定申請が必要となりますが、これについては高知県建築指導課と事前協議が完了していることは確認済みであり、現在申請準備中です。

補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号26番の説明を致します。

申請地は、野市町大谷字前田448番1外3筆、地目は田、面積は3,996㎡です。

位置図及び配置図は9ページから13ページ、現況写真は6ページから9ページをご覧ください。

申請地は、青少年センターから南東へ約480mに位置し、建売分譲住宅を18棟建築するものです。

周囲の状況は、西は同意のある田、南は赤線・青線を挟んで宅地および同意のある田、北は香南市道を挟んで宅地および譲渡人名義の田であり、現況写真9ページのように、この田のうち申請地側は現況通路となっており、本申請による営農への影響はないと判断します。また、東側は赤線を挟んで宅地および466番

1の田ですが、この田は現況写真の8ページ下の⑤の写真のとおり、現況としては赤線幅員の延長のような雑種地の状態であり、本申請による営農への影響はないと判断します。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、全体の土を20cm剥ぎ取り、位置図および配置図11ページから12ページの断面図のように53cmから137cmで盛土を行います。新設する開発道路はアスファルト舗装とし、宅地部分は盛土を30cmごとに転圧をかけ締め固めて整地する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図13ページのように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、新設道路側溝を通じて、「全区画のうち北側の3分の2」は申請地北側の市道側溝へ排水、また「全区画のうち南側の3分の1」は申請地南側の青線へ排水します。

雨水については区画毎に雨水浸透枡を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

開発に伴い、図でピンク色および青色で示している「申請地北側の市道側溝」と「申請地南側の青線・赤線」を整備する計画であり、工事に関しては香南市建設課からその許可を得ております。また、申請地南側の青線を今回の計画のとおり整備することを条件に、地元の排水同意を得ております。

開発についても、本年11月28日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号27番の説明を致します。

申請地は、夜須町上夜須字子キヤ563番1、地目は田、面積は268㎡です。位置図及び配置図は14ページ・15ページ、現況写真は10ページ・11ページをご覧ください。

申請地は県道夜須物部線の農免道路登り口から南へ約180mで、香南市道の角地に自己用住宅1棟の建築と駐車場2台分を設置するものです。

周囲の状況は、北は譲渡人名義の田、西は同意のある田、南は香南市道を挟んで同意のある田、東は香南市道を挟んで相続人の同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、スロープ状の進入路とするため115cmまでの切土がありますが、敷地については現況地盤高で使用します。スロープ部分はコンクリート、その他の表土は碎石仕上げとして整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は南側市道に埋設された排水管へ接続し、農業集落排水で処理します。農業集落排水への接続が可能である旨は香南市上下水道課へ確認済みです。

雨水につきましては、東側市道側溝へ排水する計画で、市道側溝への排水管接続に関する香南市建設課の許可を得ています。

補足説明があれば19番農業委員さんお願いします。

- 19番 11月20日に2番推進委員と事務局で現地確認を実施しました。隣接する農地の同意もすべてもらっており、排水につきましても生活雑排水は農業集落排水へ接続可能です。第1種農地ですが不許可の例外にあたり、土木委員にも話をし、てあり問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号28番の説明を致します。
申請地は、野市町新宮字出口455番1外1筆、地目は田、面積は386㎡です。
位置図及び配置図は16ページ・17ページをご覧ください。
この申請は平成31年4月2日に開催しました第3回農業委員会の中で農地法第5条の規定による許可申請の受付番号7番として諮った案件であり、その後、令和元年8月16日付で転用許可が出ていたものですが、譲受人より、申請を妻との連名にしたいとの要望があり、連名での申請の出し直しとなったものです。
周囲の農地の状況や排水計画などは前回と同じであるため説明を割愛します。主な前回からの変更事項は「申請者名が連名になったこと」と、位置図および配置図17ページのとおり「建築面積が当初の67.88㎡から62.72㎡に変わり、それに伴い駐車スペース等の配置が変わったこと」です。建築物は前回と同じ2階建てで、排水計画も前回から変更ありません。
補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。
- 1番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
5条5件、許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。
- 議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 受付番号22番の説明を致します。
申請地は、香我美町上分字初音1760番9、1760番10、1760番11、面積と地目はそれぞれ、48㎡の畑、130㎡の畑、34㎡の田です。
位置図は18ページ、現況写真は12ページをご覧ください。
申請地は、昭和56年に農業用倉庫を建築し、現在も使用しております。
補足説明があれば9番推進委員さんお願いします。
- 9番推進委員 事務局の説明どおりで問題ありません。
- 事務局 続きまして受付番号23番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ワノ丸1990番1、地目は田、面積は178㎡です。
位置図は19ページ、現況写真は13ページをご覧ください。

申請地は、昭和54年10月15日より現況のような宅地の庭及び進入路となっています。

補足説明があれば18番推進委員さんお願いします。

18番
推進委員 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明2件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号51番の説明を致します。
申請地は野市町新宮字辻ノ前64番1外1筆。地目は田、面積997㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、来年の5月まで市の水源涵養事業を行うとのことです。

受付番号52番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字白岩2281番。地目は田、面積2,104㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人都合による解約で高齢により作れなくなったとのことです。今まで件数が出ていた分です。

受付番号53番の説明を致します。

申請地は野市町中山田字元屋敷122番。地目は田、面積1,747㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人都合による解約で体の具合がよくなり作れなくなったとのことです。

受付番号54番の説明を致します。

申請地は野市町中山田字栄田501番外1筆。地目は田、面積2,242㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人都合による解約で体の具合により作れなくなったとのことです。53番、54番とも解約後は現在のところ未定とのことです。

受付番号55番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ラノ丸403番。地目は田、面積945㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人都合による解約で居住地南国市の

近くの施設園芸を拡大したため、遠方の圃場が作れなくなったとのことです。解約後は確定ではありませんが生姜生産者が借りる話が進んでいるとの事です。

受付番号56番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ラノ丸407番外1筆。地目は田、面積2,435㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で先ほどの55番と同じ案件です。解約後は確認できていません。

受付番号57番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ラノ丸497番外4筆。地目は田、面積4,988㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で解約後は宅地転用予定とのことです。

受付番号58番の説明を致します。

申請地は野市町深淵字本田1116番。地目は田、面積2,441㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、解約後は別の方と利用権設定予定とのことです。

受付番号59番の説明を致します。

申請地は野市町西野字ヲノ丸1823番1。地目は田、面積700㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、解約後は除外申請後、農地転用（分譲住宅）の予定とのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について9件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりまして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、おはかりいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定18件、所有権の移転2件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について5件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件ですが、取り下げ撤回します。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

1 番 推進委員の件はどうなっていますか。

事務局 規則を改正して、補充はできるようにしました。地区委員さんと調整をしているところです。

議長 他にないようでしたら、以上で第 11 回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、1 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 14 時 57 分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長